避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書管理規約

（趣旨）

第１条　○○地区における「助け合いの仕組みづくり」を実施するにあたって、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書（以下、「名簿等」という。）の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（名簿等の利用目的）

第２条　名簿等は、「助け合いの仕組みづくり」の活動に関してのみ使用し、他の目的には使用してはならない。

（名簿等の管理）

第３条　名簿等の管理は、次の各号のとおりとする。

１　名簿等は、プライバシーに十分配慮し適切に取り扱うとともに、破損・紛失・盗難がないよう、調査時の持ち出しは、調査対象分の名簿等のみとする。

２　名簿等の授受については、直接手渡しの方法による。

３　「助け合いの仕組みづくり」に関して知り得た個人情報を、支援団体内において必要かつ最小限の範囲内で共有し、他人に漏らしてはならない。

４　名簿等は、原則として複写や複製はしないこととする。

５　万一、名簿等が破損、紛失したり、又は盗難にあったりした場合や、名簿情報が地域団体の支援者以外の者に漏れたりした場合には、直ちに区長あて報告のうえ、その事後処理にあたる。

（名簿等管理責任者）

第４条　名簿等管理責任者は、○○○○とする。

（名簿等取扱者）

第５条　名簿等取扱者は、別添のとおりとする。

（名簿等の保管場所）

第６条　名簿等は○○○○において保管する。

（名簿等の返還）

第７条　新たに名簿等の提供を受けた場合、又は「助け合いの仕組みづくり」への取り組みを中止した場合など、名簿情報を保有する必要がなくなった場合は、速やかに名簿を返還する。

（その他）

第８条　その他、名簿等の取扱い等に疑義が生じた場合には、必要に応じて区長と協議できるものとする。

この規約は、○○年○月○日から施行する。